

会社と機構の事業範囲、本社所在地等の前提について

	東日本高速道路株式会社	首都高速道路株式会社	中日本高速道路株式会社
事業を営む 高速道路 (民営化時点)	別紙	首都高速道路公団法第30条 第1項の基本計画	別紙
本社所在地	東京都	東京都	愛知県 (名古屋市)
備考			

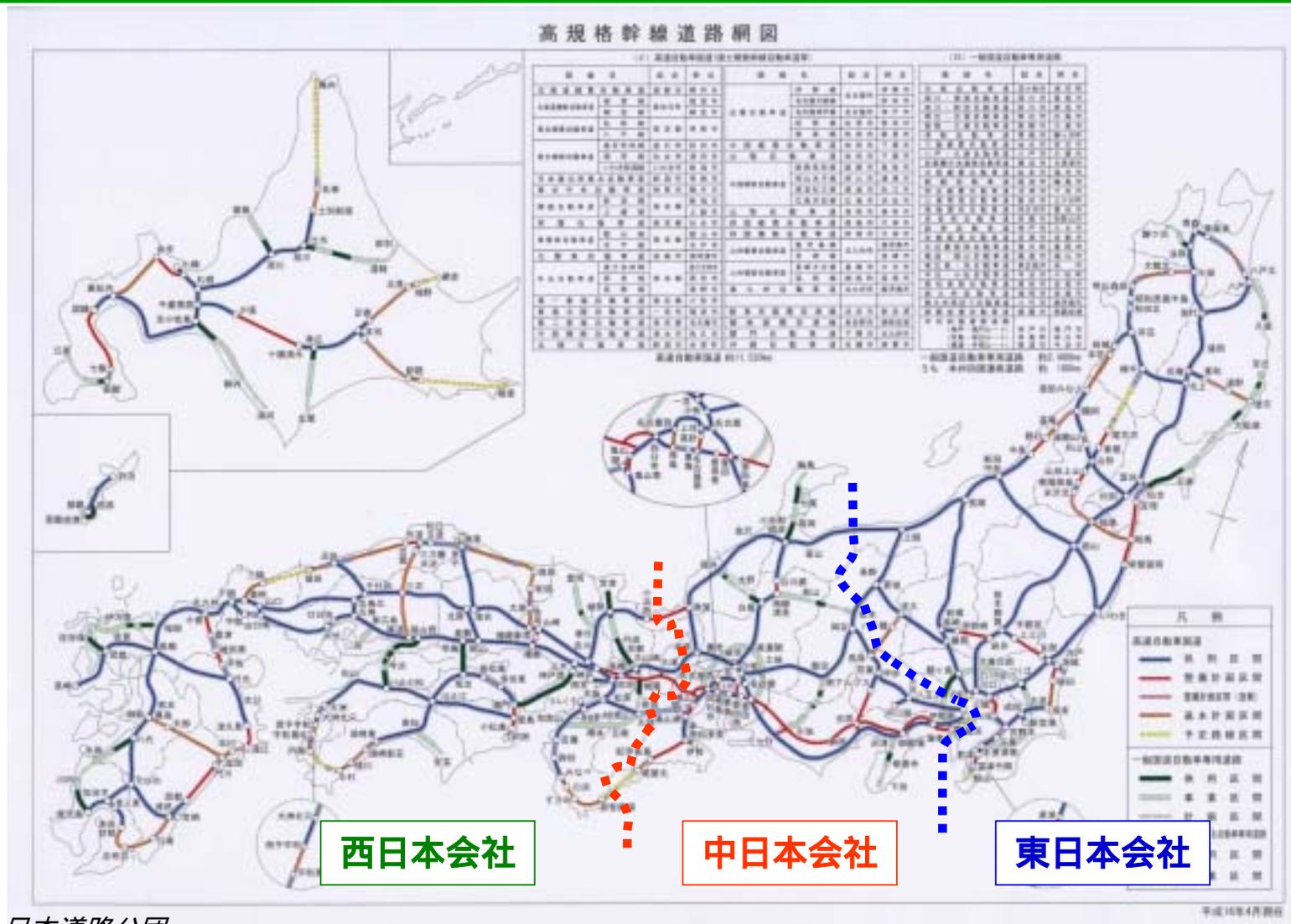
	西日本高速道路株式会社	阪神高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路 株式会社
事業を営む 高速道路 (民営化時点)	別紙	阪神高速道路公団法第30条 第1項の基本計画	本州四国連絡橋公団が現在 管理している道路
本社所在地	大阪府 (大阪市)	大阪府 (大阪市)	兵庫県 (神戸市)
備考			

	本社所在地	備考
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	神奈川県 (ただし、当分の間、東京都)	大阪府(大阪市)に関西支社 (仮称)を設置予定

(注)本資料は、平成17年度概算要求にあたって各公団が想定した前提条件をまとめたもの。各事項の決定については、以下のとおり。

- ①「事業を営む高速道路(民営化時点)」については、国土交通大臣が、権利・義務の承継等に関する基本方針を策定する前に、東京都、神奈川県、富山県及び長野県の区域内の高速道路にあつては、東日本会社が事業を営む高速道路を指定し、福井県及び滋賀県の区域内の高速道路にあつては、中日本会社が事業を営む高速道路を指定することとなる。
- ②会社の「本社所在地」については、設立委員が作成する定款において規定されるものである。

新会社3社の事業範囲イメージ



【参考】新会社3社の事業範囲イメージ

日本道路公団検討案

